

富山県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画（素案）の概要

I 計画の趣旨等

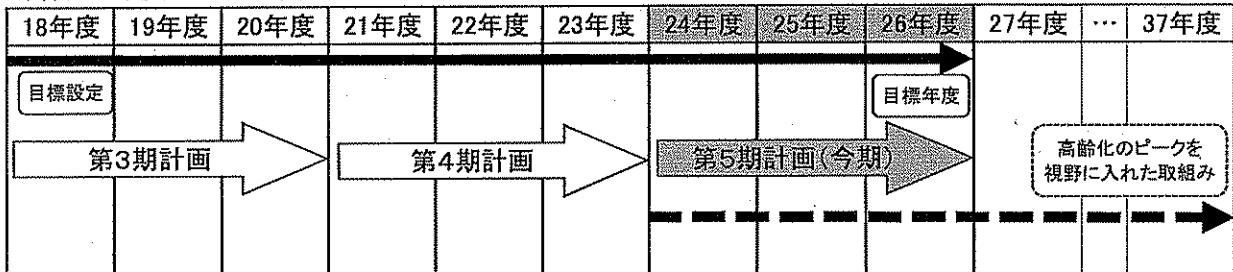
1 計画の趣旨等

(1) 計画の趣旨、性格

- 本県は、全国水準を上回るペースで高齢化が進んでおり、介護予防の推進、認知症ケアの充実、地域ケア体制の整備といった課題に積極的に取り組んでいくことが求められています。
この計画では、保健・福祉をはじめとするさまざまな高齢者施策を総合的に展開するとともに、地域住民や関係機関が連携しながら高齢者の自立と尊厳を支える社会を構築していくための具体的な施策を明らかにすることとしております。
- 「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法に基づいた老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画であり、「介護保険事業支援計画」は、介護保険法に基づいた保険給付の円滑な実施の支援に関する計画であって、両者は一体的に作成することとされています。
- 「元気とやま創造計画」の個別計画として、県が高齢者保健福祉施策を推進するための計画であるとともに、県民、事業者、行政それぞれの行動指針となるものです。
また、「県民福祉基本計画」、「富山県健康増進計画」、「新富山県医療計画」、「富山県医療費適正化計画」等との整合性を図っています。
- 介護サービス見込み量や基盤整備目標等の数値目標は、市町村計画の目標を積み上げたものです。

(2) 計画期間

平成 24 年度から 26 年度までの 3か年



(3) 計画策定の基本的な考え方

ア 国の基本指針等を踏まえた内容

厚生労働大臣が定める介護保険事業（支援）計画に関する基本指針や、老人福祉計画に関する基本方針を踏まえた内容としています。

イ 計画の継続性

第3期計画からは団塊の世代が高齢者となる平成 27 年を見据えた計画として策定しており、第5期計画はその目標を達成する段階の位置付けとなることから、基本的には前期計画を継続しつつ、高齢化のピークを視野に入れた新たな課題に対応するための見直しを行っています。

ウ 保険者（市町村）との調整

要介護認定者数、各種サービスの見込量、施設整備計画等については、保険者（市町村）の計画における数値を基礎として算定しており、保険者（市町村）との調整を図っています。

③ 要介護（要支援）認定者の状況

本県の要介護（要支援）認定者数及び認定率（高齢者人口に対する割合）は、年々増加しており、平成23年3月において、それぞれ、49,163人・17.3%（全国平均16.9%）となっています。また、要介護度別の構成割合は、要介護2以上（中・重度者）が6割程度となっています。

富山県の要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

区分	平成12年 4月 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成12年4月との比較 増加数	伸び率
65歳以上認定者数 (対65歳以上人口比)	22,757 (9.9%)	40,393 (15.9%)	42,382 (16.3%)	43,222 (16.2%)	44,839 (16.5%)	45,984 (16.5%)	47,235 (16.6%)	49,163 (17.3%)	26,406	216.0%
うち75歳以上の認定者数 (認定者全体に対する割合)	19,167 (81.9%)	34,754 (83.5%)	36,838 (84.4%)	37,933 (85.2%)	39,691 (86.0%)	40,958 (86.6%)	42,229 (87.0%)	44,194 (87.4%)	25,027	230.6%
40～64歳認定者数	636	1,218	1,259	1,283	1,308	1,287	1,331	1,413	777	222.2%
認定者数 合計	23,393	41,611	43,641	44,505	46,147	47,271	48,566	50,576	27,183	216.2%

（要介護度別）

要支援1～要介護1計 (構成比)	7,501 (32.1%)	16,800 (40.4%)	17,860 (40.9%)	16,481 (37.0%)	16,748 (36.3%)	17,495 (37.0%)	18,489 (38.1%)	19,789 (39.1%)	12,288	263.8%
要介護2～要介護5計 (構成比)	15,892 (67.9%)	24,811 (59.6%)	25,781 (59.1%)	28,024 (63.0%)	29,399 (63.7%)	29,776 (63.0%)	30,077 (61.9%)	30,787 (60.9%)	14,895	193.7%

④ 認知症高齢者の状況

何らかの介護・支援を必要とする認知症のある高齢者数は、4年後の平成27年には250万人、14年後の平成37年には、323万人になると推計されています。

要介護（要支援）認定者における認知症高齢者の将来推計（全国）

年次	平成14年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
認知症高齢者の数 (65歳人口比)	149万人 (6.3%)	169万人 (6.7%)	208万人 (7.2%)	250万人 (7.6%)	289万人 (8.4%)	323万人 (9.3%)

※ 上記の数は、認知症高齢者日常生活自立度の判定において自立度Ⅱ以上の者
(日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られる状態)

⑤ 福祉人材確保の状況

福祉職の有効求人倍率が急速に上昇するなど、人材確保が困難な状況がみられます。

有効求人倍率

	20年	21年	22年	23.9月
福祉	1.94	1.26	1.55	2.06
全職種	0.77	0.51	0.75	0.88

※富山労働局調

(2) 主な課題

① 若いときからの健康づくり

高齢期においても健康でいきいきと暮らすことができるよう、県民一人ひとりが、若いときから自らの健康づくりに取り組むことが必要です。

② 元気な高齢者の活躍の場の拡大

高齢者は、これからの中高齢社会の主役として、生涯を通じて、その豊かな経験・知識・技能を生かし、職場や地域社会において積極的な役割を果たすことが期待されることから、元気高齢者の多様な雇用・就業機会の確保、ボランティアや地域活動等への参加を促進する必要があります。

③ 介護予防の推進

高齢者の増加に伴い、介護予防の重要性が高まっていますが、要介護となるおそれのある高齢者の介護予防事業への参加がなかなか増えない状況にあります。

このため、介護予防の普及啓発や介護予防事業への参加促進など介護予防を推進する必要があります。

④ 介護サービスの充実等

要介護者の増加に伴い、サービス利用者も増加することから、必要な介護サービスが適切に提供できるよう、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実等を図る必要があります。

- ・訪問看護、訪問介護などの在宅サービスや小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスなどの基盤整備
- ・365日・24時間の安心を提供する在宅医療体制の整備、「医療と介護の連携」の強化
- ・重度の要介護者等の介護を支える、ニーズに合った施設整備、中重度者への支援強化等
- ・在宅復帰を支援する介護老人保健施設の十分な機能発揮と療養病床の転換に向けた支援
- ・介護保険制度の適正な運営

⑤ 認知症対策の推進

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症に対する正しい理解や早期発見、早期診断と早期対応が必要です。そのため、医療・ケア体制を一層充実する必要があります。

また、地域の住民が、認知症の方や家族を支える存在となるとともに、徘徊等のおそれのある高齢者に対する見守り体制の構築等が望まれています。

⑥ 保健・福祉の人材養成等

今後ますます多くの福祉・介護サービスの従事者が必要となってくるものと見込まれますが、依然として福祉・介護職の有効求人倍率や離職率が高く人材不足となっていることから、質の高い人材を安定的に確保するため、賃金改善やキャリアアップなどの事業所における処遇改善や、人材養成、資質向上の取組みの一層の推進が必要となっています。

⑦ 地域生活支援体制の整備

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護サービスに加え、日常生活への支援や高齢者が安心して生活できる住まいの提供など、総合的な支援が切れ目なく提供される体制を整備する必要があります。

また、災害時における高齢者への支援体制の整備や、虐待などから高齢者を守る権利擁護を推進していく必要があります。

3 計画の基本目標と施策体系

【基本目標】

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築

～地域包括ケア体制の実現を目指して～

【施策の柱・重点項目・主要施策】

1 元気高齢者自らの努力を支援する

①若いときからの健康づくり

- 1) 健康の保持・増進
- 2) 生活習慣病予防等
疾病対策の推進
- 3) 健康づくりを支援する環境整備

②元気な高齢者の活躍の場の拡大

- 1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援
- 2) ボランティア・NPO活動等の社会参加の促進
- 3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

③介護予防の推進

- 1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
- 2) 生活機能低下の早期発見と早期対応の推進
- 3) 地域リハビリテーションの推進

2 要介護高齢者を社会全体で支える

①在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

- 1) 地域に密着した在宅サービスの充実
- 2) 医療と介護の連携による在宅ケアの推進
- 3) 重度者を支える施設ケアの充実
- 4) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実
- 5) サービスの質の向上と利用者への支援
- 6) 介護保険制度の適正な運営の確保

②認知症高齢者施策の推進

- 1) 認知症の普及啓発と予防・早期発見の推進
- 2) 認知症の医療・ケア体制の整備
- 3) 認知症地域支援体制の構築
- 4) 認知症の総合的な支援体制の推進

3 高齢者と家族を地域で支える

①保健・福祉の人材養成と資質向上

- 1) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア養成
- 2) 保健・福祉の人材養成と確保
- 3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上

②地域生活支援体制の整備

- 1) 多様な人材や社会資源を活用した総合的な支援体制の推進
- 2) 住み慣れた地域における多様な住まいの提供
- 3) 高齢者にやさしいまちづくり
- 4) 災害時における要援護者支援体制の整備
- 5) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

介護サービス量等の見込みと基盤整備目標 【第5期：介護保険事業支援計画】

【計画の推進】 計画推進に向けた役割分担、計画の普及と進行管理

II 計画の内容

第1節 元気高齢者自らの努力を支援する

1 若いときからの健康づくり (P 3 9)

【課題】	【主な施策】
<p>①高齢者になっても、健康でいきいきと暮らすことができるよう、若いときから県民一人ひとりが健康づくりに取り組むことが必要である。</p> <p>②がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病による死亡が増加しており、これらの疾病により介護が必要となる状態を予防することが必要である。</p>	<p>① 健康の保持増進 (P 4 0)</p> <ul style="list-style-type: none">・ライフステージに応じた身体活動・運動習慣の定着・県民歩こう運動等による運動習慣の定着、高齢者も参加できるスポーツ・レクリエーションの普及・「自殺対策アクションプラン」に基づく対策の実施 <p>② 生活習慣病予防等疾病対策の推進 (P 4 2)</p> <ul style="list-style-type: none">・がん、脳卒中、糖尿病等の疾病対策の推進・肝炎ウイルス検診による予防対策の推進と体制の強化・地域及び職域におけるうつ病対策など心の健康づくり対策の推進 <p>③ 健康づくりを支援する環境整備 (P 4 4)</p> <ul style="list-style-type: none">・健康づくり協力店の推進と食育バランスガイドの普及・健康プラザを中心とした健康増進施設のネットワークの構築・こころの健康に関する相談体制の充実

2 元気な高齢者の活躍の場の拡大 (P 4 6)

【課題】	【主な施策】
<p>①元気な高齢者が、高齢社会の主役として、年齢にとらわれることなく、生涯を通じ、その豊かな経験・知識・技能を生かして、職場や地域社会において積極的な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>②高齢者の就業への意欲は高く、定年退職後に再就職を希望する人は多いが、経済情勢が極めて厳しいなか、中高年齢者の再就職は困難となっている。</p>	<p>① 意欲や能力に応じた就業・起業支援 (P 4 7)</p> <ul style="list-style-type: none">・65歳までの雇用確保についての事業主への指導・元気とやまシニア人材バンク（仮称）の設置による高齢者人材の活用促進 <p>② ボランティア・NPO活動等社会参加の促進 (P 4 8)</p> <ul style="list-style-type: none">・地域で訪問活動や見守り活動等を行う老人クラブへの支援・高齢者の自主的な社会貢献活動、介護予防活動等に対する支援 <p>③ 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進 (P 4 9)</p> <ul style="list-style-type: none">・老人クラブによる生きがい・健康づくりの取組への支援・シニアタレント（一芸に秀でた高齢者）の養成・登録・スポーツフェスタなど気軽に参加できる機会づくりの推進

3 介護予防の推進（P 50）

【課題】	【主な施策】
<p>①高齢者、とりわけ75歳以上の人々の増加に伴い、要介護高齢者が急増するおそれがある高まっているなか、要介護状態にならないよう、また状態が悪化しないよう、介護予防の重要性がますます高まっている。</p> <p>②軽度要介護認定者は、介護保険制度創設以来、一貫して増加傾向にある。軽度の人が要介護状態になった主な原因として、生活不活発病があげられており、介護予防事業やリハビリテーションなど早期の対応が求められるが、介護予防事業の参加者は少ない状況にある。</p>	<p>① 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進（P 52）</p> <ul style="list-style-type: none">・若い世代を含めた幅広い層に対する介護予防の意義と知識の普及・地域における自主的な介護予防活動への支援等 <p>② 生活機能低下の早期発見と早期対応の推進（P 54）</p> <ul style="list-style-type: none">・二次予防事業対象高齢者（要介護状態になるおそれのある高齢者）の介護予防事業への参加促進・要支援認定者及び二次予防事業対象者に対する「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な提供 <p>③ 地域リハビリテーションの推進（P 59）</p> <ul style="list-style-type: none">・地域リハビリテーション支援体制の整備・県リハビリテーション支援センター等による、質の高いリハビリテーション提供のための支援・医療と介護の切れ目がないリハビリテーションの利用促進

第2節 要介護高齢者を社会全体で支える

1 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実（P 6 1）

【課題】	【主な施策】
<p>①介護が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を営める社会づくりが大切であるが、要介護者の増加に伴い、サービス利用者も増加することから、介護サービスの充実を図る必要がある。</p>	<p>① 地域に密着した在宅サービスの充実（P 6 3）</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問介護、訪問看護、小規模多機能型などの在宅サービス、地域密着型サービスの整備推進
<p>②要介護者は、医療と介護のニーズを併せ持つ場合が多いため、在宅での生活を支えるには、在宅医療体制、医療と介護の連携を強化する必要がある。</p>	<p>② 医療と介護の連携による在宅ケアの推進（P 6 5）</p> <ul style="list-style-type: none">・開業医師の連携・グループ化や在宅歯科医療への支援・訪問看護の普及啓発、利用促進・医療系ショートステイ病床の確保・医師、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の他職種連携の推進
<p>③在宅では介護できない重度の要介護者等の介護を支えるため、ニーズに合った施設整備や、施設利用者の重度者への重点化、中重度者への支援を強化する必要がある。</p>	<p>③ 重度者を支える施設ケアの充実（P 6 7）</p> <ul style="list-style-type: none">・個室・ユニット化など施設における生活環境の改善・重度者の特別養護老人ホームへの優先的入所の推進・小規模特養、認知症グループホームなど地域密着型サービスの計画的な整備推進
<p>④ 脳卒中、骨折などで要介護状態になった高齢者にリハビリ等のサービスを提供する老人保健施設は、在宅生活への復帰に向けて大変重要な役割を担うものであり、今後益々、その機能を十分に發揮していく必要がある。</p>	<p>④ 在宅復帰に向けた施設ケアの充実（P 6 9）</p> <ul style="list-style-type: none">・介護老人保健施設の在宅復帰と在宅支援機能の充実・療養病床の円滑な転換に向けた医療機関への支援
<p>また、介護療養病床の廃止が平成 23 年度末から平成 29 年度末まで延期されたが、引き続き、医療機関の意向、高齢者のニーズを踏まえ、老人保健施設への転換等、療養病床の再編成を行う必要がある。</p>	<p>⑤ サービスの質の向上と利用者への支援（P 7 0）</p> <ul style="list-style-type: none">・介護サービス情報の公表等、事業者情報の公表の推進・苦情処理体制など、利用者への支援の充実
<p>⑥ 利用者本位の質の高いサービスを提供するため、利用者への介護サービスの評価などの情報提供の推進や要介護認定の適切な実施、介護サービス事業者の不正事案の再発防止など制度の適正な運営を図る必要がある。</p>	<p>⑥ 介護保険制度の適正な運営の確保（P 7 2）</p> <ul style="list-style-type: none">・介護サービス事業者に対する指導監督の強化・要介護認定の適正化など介護給付適正化事業の重点的な取組み

2 認知症高齢者施策の推進（P 73）

【課題】	【主な施策】
①高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症に対する正しい理解のための普及啓発や早期発見を推進する必要がある。	① 認知症の普及啓発と予防・早期発見の推進（P 75） <ul style="list-style-type: none">・地域や職域（行政・民間企業）での認知症の理解促進・地域における認知症サポーター等の活動等の支援、 認知症疾患医療センター等専門相談窓口の周知徹底と 早期相談・早期受診の促進
②認知症の進行を遅らせるためは、早期の診断と早期の対応が必要であり、そのための医療・ケア体制を整備する必要がある。	② 認知症の医療・ケア体制の整備（P 77） <ul style="list-style-type: none">・かかりつけ医の認知症対応能力の向上、認知症サポート医による支援
③認知症は、誰でも発症する可能性があり、多くの高齢者がその症状を有することから、地域で認知症の方の生活を支える体制の構築が必要である。	④ 地域包括支援センター等に地域連携の要を担う認知症地域支援推進員を配置 <ul style="list-style-type: none">・グループホーム、小規模多機能等の計画的な整備 認知症疾患医療センターの設置促進、医療と介護の連携の充実
④認知症高齢者の増加を踏まえ、虐待防止や権利擁護、総合相談などの支援体制を構築する必要がある。	③ 認知症地域支援体制の構築（認知症高齢者徘徊・見守りSOSネットワーク等）（P 79） <ul style="list-style-type: none">・地域住民等による認知症高齢者見守り体制の構築 「地域支え合い体制づくり支援事業」等による市町村の取組への支援
	④ 認知症の総合的な支援体制の推進（P 81） <ul style="list-style-type: none">・高齢者総合相談センター等における認知症高齢者や家族介護者への相談支援体制の充実・地域包括支援センターによる認知症高齢者支援の推進・若年性認知症対策の充実

第3節 高齢者と家族を地域で支える

1 保健・福祉の人材養成と資質向上 (P 82)

【課題】	【県の主な取組み】
①高齢者の健康な生活を支え、あるいは要介護になつてもできるだけ在宅生活を送ることができるようするためには、専門職だけではなく、保健・福祉・生きがいづくりなどのボランティアが必要である。	① 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア養成 ・介護予防推進員、介護サポートーの養成 (P 83) ・認知症キャラバン・メイト等認知症高齢者を支援するボランティア等の養成 ②気軽にボランティア活動ができる機会の提供 (アクティブシニア・地域デビュー講座)
②高齢化の進展等に伴い、今後ますます多くの福祉・介護サービスの従事者が必要となってくるが、離職率が高く人材不足であることから、質の高い人材を安定的に確保する対策を講ずる必要がある。	② 保健・福祉の人材養成と確保 (P 84) ・福祉人材確保緊急プロジェクトの推進 ・中高校生への福祉職場ガイダンスの実施 ・中堅リーダー養成事業等の実施 ・介護福祉士等の専門的人材の養成・確保と資質向上 団たんの吸引等の実施のための研修の実施 団介護職員の処遇改善の推進
③認知症ケアへの対応や医療との連携も含め利用者本位の質の高いケアマネジメントの実施や、要介護認定の適正・公平な運用の確保のため、専門的な人材養成が必要である。	③ 介護サービスを支える人材養成と資質向上 (P 86) ・介護支援専門員の専門性を高めるための研修 ・ケアマネジメントの適切化の推進 ・要介護認定制度の適正な運営のための研修等の実施

2 地域生活支援体制の整備（P 88）

【課題】	【県の主な取組み】
①一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、身近な地域における見守りや日常生活を支援する取組みの推進が必要となっている。	① 多様な人材や社会資源を活用した総合的支援体制の推進（P 89） <ul style="list-style-type: none">・住民参加による地域総合福祉推進事業（ふれあいコミュニティ・ケアネット21）の推進・購買物代行、福祉輸送、見守り、除雪支援など生活支援サービスの充実・地域包括支援センターによる総合的な支援の推進
②高齢者が自らのライフステージに応じ、住みたい自宅や地域で安心して生活できるよう、サービス付き高齢者住宅など多様な住まいの整備を進めることが求められている。	② 住み慣れた地域における多様な「住まい」の提供（P 93） <ul style="list-style-type: none">・介護サービス事業所に併設した介護あんしんアパートの整備推進・サービス付き高齢者向け住宅の普及・富山型共生グループホームなどの整備
③身近な地域で、高齢者が快適に、安心して暮せるよう、ハード・ソフト両面でバリアフリー化など高齢者にやさしいまちづくりを進めていく必要がある。	③ 高齢者にやさしいまちづくり（P 96） <ul style="list-style-type: none">・高齢者の交通安全対策の推進・福祉機器開発等の支援
④東日本大震災などを教訓とし、災害時における高齢者への支援体制を早急に整備していく必要がある。	④災害時における要援護者支援体制の整備（P 97） <ul style="list-style-type: none">・要援護者情報の把握、個別避難支援計画の作成・福祉避難所の指定、設備・備品等の整備
⑤高齢者に対する虐待や悪質商法などの被害を受けやすい高齢者に対し、地域包括支援センターなどを中心として権利擁護や相談支援の充実が求められている。	⑤ 権利擁護の推進と相談体制の整備（P 98） <ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター等を中心とした高齢者虐待防止対策の推進（事業者への虐待防止の研修や実地指導等の実施等）・「くらしの安心ネットとやま」を通じた情報共有等による犯罪、悪質商法等からの保護の推進

III 介護サービス量等の見込みと基盤整備目標

(※現在、保険者で算定中のため、今後、数値を変更することがあります。)

1 要介護認定者数等の見込み

(1) 65歳以上人口

保険者の推計（以下同様）によれば、県内の65歳以上人口（介護保険の第1号被保険者数）は、計画期間中（平成24～26年度）に、288千人から316千人へと27千人（9.5%）増加する見込みとなっています。

(2) 要介護（要支援）認定者

高齢者の大幅な増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は、計画期間中に、52千人から60千人へと8千人（14.8%）増加し、65歳以上人口に占める割合（認定率）は17.6%から18.5%へと増加する見込みとなっています。

高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計

（単位：人）

区分	平成23年度 A	平成24年度	平成25年度	平成26年度 B	計画期間中の伸び B-A	B/A
高齢者人口	288,345	298,133	308,275	315,783	27,438	109.5%
65～74歳	138,912	146,756	154,815	160,740	21,828	115.7%
75歳以上	149,433	151,377	153,460	155,043	5,610	103.8%
65歳以上認定者数 (認定率)	50,765 (17.6%)	53,690 (18.0%)	56,044 (18.2%)	58,294 (18.5%)	7,529	114.8%
65～74歳	5,365	5,654	5,918	6,135	770	114.4%
75歳以上 (認定者全体に対する割合)	45,400 (86.8%)	48,036 (86.9%)	50,126 (86.9%)	52,159 (86.9%)	6,759	114.9%
40～64歳認定者数	1,510	1,565	1,650	1,712	202	113.4%
認定者数合計	52,275	55,255	57,694	60,006	7,731	114.8%

※保険者推計値（高齢者人口は、介護保険の第1号被保険者数）

要介護度別の認定者数の推計

（単位：人）

項目	平成23年度 A	構成	平成24年度	構成	平成25年度	構成	平成26年度 B	構成	計画期間中の伸び B-A	B/A
認定者数合計	52,275	100.0%	55,255	100.0%	57,694	100.0%	60,006	100.0%	7,731	114.8%
要支援1	5,187	9.9%	5,732	10.4%	6,116	10.6%	6,531	10.9%	1,344	125.9%
要支援2	5,708	10.9%	6,136	11.1%	6,401	11.1%	6,660	11.1%	952	116.7%
要介護1	9,700	18.6%	10,266	18.6%	10,774	18.7%	11,248	18.7%	1,548	116.0%
要介護2	9,180	17.6%	9,690	17.5%	10,112	17.5%	10,489	17.5%	1,309	114.3%
要介護3	7,698	14.7%	7,966	14.4%	8,172	14.2%	8,326	13.9%	628	108.2%
要介護4	7,517	14.4%	7,864	14.2%	8,224	14.3%	8,581	14.3%	1,064	114.2%
要介護5	7,285	13.9%	7,601	13.8%	7,895	13.7%	8,171	13.6%	886	112.2%

※ 保険者推計値

2 主な介護サービス量の見込み

(1) 要支援認定者が利用するサービス（介護予防サービス）

介護予防サービス (単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	人数	30,802	33,889	36,921
介護予防訪問看護	回数	8,925	9,783	10,329
介護予防通所介護	人数	56,743	61,513	65,090
介護予防通所リハビリテーション	人数	14,019	15,589	16,715
介護予防短期入所生活介護	日数	12,852	14,577	16,356
介護予防短期入所療養介護	日数	1,879	2,049	2,162
介護予防福祉用具貸与	人数	24,111	25,643	27,190

地域密着型介護予防サービス

(単位：回数、人数/年)

サービス種類等		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数	1,713	2,051	2,316
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	749	1,107	1,398
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	51	53	56

(2) 要介護認定者が利用するサービス

居宅サービス

(単位：回数、日数、人数/年)

サービス種類等		平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	回数	1,248,119	1,318,066	1,402,710
訪問看護	回数	114,345	122,160	128,376
通所介護	回数	1,613,257	1,698,985	1,781,625
通所リハビリテーション	回数	475,879	509,581	543,009
短期入所生活介護	日数	529,400	553,654	576,302
短期入所療養介護	日数	85,279	92,350	100,476
福祉用具貸与	人数	142,627	150,578	159,058

地域密着型サービス

(単位:回数、人数/年)

サービス種類等		平成24年度	平成25年度	平成26年度
新) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	776	1,264	1,728
夜間対応型訪問介護	人数	1,128	1,223	4,919
認知症対応型通所介護	回数	99,364	106,865	118,497
小規模多機能型居宅介護	人数	13,380	17,030	19,472
認知症対応型共同生活介護	人数	19,406	22,307	24,669
新) 複合型サービス	人数	180	468	552

施設サービス

(単位:人数/年)

施設種類		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設		64,560	64,944	67,512
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2,568	3,624	4,512
介護老人保健施設		50,424	50,678	52,800
介護療養型医療施設		28,452	28,464	27,000

3 施設整備目標

①介護保険施設

(単位:床)

施設種類	平成23年度末 整備数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	整備目標数
特別養護老人ホーム (地域密着型含む)		109	118	149	376
(整備数累計)	5,518	5,627	5,745	5,894	-
介護老人保健施設		14	38	0	52
(整備数累計)	4,235	4,249	4,287	4,287	-
介護療養型医療施設		0	-85	-92	
(整備数累計)	2,252	2,252	2,167	2,075	

※特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設には、5期中の介護療養型医療施設からの転換分は含んでいません。

②介護専用居住系サービス施設

(単位:床)

施設種類	平成23年度末 整備数	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	整備目標数
認知症高齢者 グループホーム		207	216	102	525
(整備数累計)	1,592	1,799	2,015	2,117	-
介護専用型特定施設(※) (地域密着型含む)		0	29	0	29
(整備数累計)	0	0	29	29	-

(※)有料老人ホーム等で要介護者のみが入居できるもの。

4 介護給付費等の推計

介護給付費			(単位:百万円)			
項目	23年度見込	24年度	25年度	26年度		
1 介護予防サービス費 (地域密着型含む) (構成比)	3,532 4.1%	3,874 4.3%	4,217 4.4%	4,511 4.5%		
公費負担割合	県 12.5% 国 25.0% 市町村 12.5%	442 883 442	484 969 484	527 1,054 527	564 1,128 564	
2 居宅サービス費 (構成比)	33,953 39.4%	35,368 39.2%	37,420 39.4%	39,342 39.6%		
公費負担割合	県 12.5% 国 25.0% 市町村 12.5%	4,244 8,488 4,244	4,421 8,842 4,421	4,678 9,355 4,678	4,918 9,836 4,918	
3 地域密着型サービス費 (構成比)	7,210 8.4%	8,958 9.9%	10,808 11.4%	12,235 12.3%		
公費負担割合	県 12.5% 国 25.0% 市町村 12.5%	901 1,803 901	1,120 2,240 1,120	1,351 2,702 1,351	1,529 3,059 1,529	
4 施設サービス費 (構成比)	41,449 48.1%	42,065 46.6%	42,452 44.7%	43,323 43.6%		
公費負担割合	県 17.5% 国 20.0% 市町村 12.5%	7,254 8,290 5,181	7,361 8,413 5,258	7,429 8,490 5,307	7,582 8,665 5,415	
給付費合計 (前年比)	86,144 104.9%	90,265 104.8%	94,897 105.1%	99,411 104.8%		
公費負担額 合計	県 12,841 国 19,464 市町村 10,768	13,386 20,464 11,283	13,985 21,601 11,863	14,593 22,688 12,426		

※ 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の国費負担対象費用のすべてを含んでいます。

地域支援事業費 (単位:百万円)

項目	23年度見込	24年度	25年度	26年度	
地域支援事業費の合計	2,083	2,193	2,257	2,313	
介護予防事業	791	795	828	854	
公費負担割合	県 12.5% 国 25.0% 市町村 12.5%	99 198 99	99 199 99	104 207 104	107 214 107
包括的支援事業及び任意事業	1,292	1,398	1,429	1,459	
公費負担割合	県 20% 国 40% 市町村 20%	258 517 258	280 559 280	286 572 286	292 584 292

※「地域支援事業」は、保険給付以外の事業として、各市町村が、介護予防事業や地域包括支援センターの運営、福祉サービスの提供等を実施するものです。

参考：県加重平均保険料額 第4期計画 4,574 円 → 第5期計画
(基準額) (算定中)